

**令和元年第3回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和元年9月18日（水） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第23号 専決処分事項の報告について
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 2 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 3 議案第62号 七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第63号 七戸町地域ケア会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第64号 七戸町営牧野条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第65号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第66号 七戸町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第67号 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第68号 七戸町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第69号 土地売買契約の締結について
- 日程第11 議案第53号 令和元年度七戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第54号 令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第55号 令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第57号 令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第58号 令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第59号 令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第60号 平成30年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
（決算審査特別委員会審査報告）
- 日程第19 報告第22号 平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田恵津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	中野昭弘君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長 (兼地域おこし総合戦略課長)	田嶋邦貴君	財政課長	金見勝弘君
会計管理者 (兼会計課長)	原田秋夫君	税務課長	附田敬吾君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君
健康福祉課長 (兼七戸町包括支援センター所長・ 天間林老人福祉センター所長)	氣田雅之君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	仁和圭昭君
上下水道課長	井上健君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	甲田美喜雄君	中央公民館長	高田博範君
南公民館長 (兼中央図書館長)	高田美由紀君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	三上義也君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	天間孝栄君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君

選挙管理委員会事務局長 原 子 保 幸 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 天 間 孝 栄 君 事 務 局 次 長 中 村 孝 司 君

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、令和元年第3回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、9月11日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第23号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第23号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、報告第23号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、原案のとおり承認されました。
-

○日程第2 議案第61号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第61号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

8番議員。

- 8番（岡村茂雄君） 今回のこの改正内容は、会計年度任用職員の勤務条件が内容であるようですが、従来であれば臨時職員の関係だと思いましたが、細かいところはいいのですが、大まかに違う点と、弘前市で新聞にも出ていたのですが、何か複雑な問題があるものではないでしょうか。その辺を聞きます。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（中野昭弘君） お答えいたします。

この改正によりまして、まず特別職の非常勤職員が専門的な知識経験等に基づき助言、調査等を行う者ということに厳格化されてございます。もう一つが、臨時的任用職員ですが、これも常勤職員に欠員を生じた場合ということに厳格化されてございます。これらの条件に当てはまらない方々、俗にいう臨時職員なのですが、この方々を今回の改正で会計年度任用職員ということにする一部改正でございます。

この会計年度任用職員ですが、大まかに分けましてフルタイムの職員とパートタイムの職員とがございまして、そのフルタイムの方々に関しては給料ということになるのですが、パートタイムの方々に関しては報酬とか、そういうさまざま手当等の改正もございません。

それで今、議員おっしゃった複雑なというものは特に今のところないように思われて、簡単に考えていただければ、今までの臨時職員の名称が会計年度任用職員に変わるということで、若干の制度的な、手当的な部分で変更の部分もありますけれども、今までの臨時職員と比較しますと、若干有利な制度だと私は認識しております。

○議長（瀬川左一君） 8番議員。

○8番（岡村茂雄君） 弘前市のあれをちょっと見て、何か中身がよくわからなかったのですが、名称が変わって若干有利になるということなのですが、これが正規と非正規の職員の同一賃金という趣旨から来ていると思いますので、当事者たちには不利益にならないように十分検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第62号

○議長（瀬川左一君） 日程第3 議案第62号七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号七戸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第63号

○議長(瀬川左一君) 日程第4 議案第63号七戸町地域ケア会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第63号七戸町地域ケア会議設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第64号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議案第64号七戸町宮牧野条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番。

○12番(三上正二君) ちょっと教えてもらいたいのですが、今現在、この石倉山に放牧の頭数は何頭ぐらいなのでしょう。どういう推移で動いているのか、ふえているのか減っているのか、どれぐらいの形になっているのか教えてください。

○議長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(鳥谷部 勉君) お答えいたします。

放牧頭数については、平成28年で101頭に始まり、平成29年には116頭、平成30年は105頭と、100頭から110頭の間で推移しております。

以上でございます。

○議長(瀬川左一君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第64号七戸町営牧野条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第65号

○議長(瀬川左一君) 日程第6 議案第65号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第65号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第66号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 議案第66号七戸町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） これは今までは積み立てしなければならないというのは、積み立てすることができるという意味合いはどう違うのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（井上 健君） お答えします。

貸借対照表の部分で、自己資本にかかわるところが変わってきます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第66号七戸町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第67号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第67号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第68号

○議長(瀬川左一君) 日程第9 議案第68号七戸町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号七戸町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第69号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第69号土地売買契約の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号土地売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第53号

○議長（瀬川左一君） 日程第11 議案第53号令和元年度七戸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから12ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 10ページ、15款県支出金、総務費補助金でコンパクトシティ形成支援事業費補助金250万円ほど減額になっているのですが、これはなぜなのか。コンパクトシティというのは、非常に今大事な事業ですから、県から来るのが減っているのを説明ください。

もう一つ、12ページ、総務費公用施設整備事業債4億4,160万円減になっているのですが、これも金額が大きいものですから、説明願います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） お答えします。

そのコンパクトシティ形成支援事業費でございますけれども、もう1ページ前を開いていただいて、こちらのほうに14款2項総務費補助金の中に集約都市形成支援事業費補助金というのがありますけれども、要するに名称がこちらのほうに変わりました、こちらのほうを減額して、こちらのほうの項目に移しかえておりますので、それで金額も若干減っておりますけれども、このような形で交付されるということでございます。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（金見勝弘君） お答えいたします。

公用施設整備事業債が4億4,160万円減額になっておりますが、下の4目の教育債のほうで逆に3億5,560万円ふやしております。これは起債、合併特例債と過疎債のどちらを充当するかということで検討した結果、現在のところ過疎債のほうを充当するという形で、起債の内容の変更になりますので金額的なものに関しては、それほど変更はございません。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） このコンパクトシティと集約都市形成支援事業費補助金というのは、これは同じものだということはわかりましたが、内容はどういうふうな内容ですか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） お答えします。

こちらは立地適正計画といいまして、今、荒熊内でも事業費がありますけれども、こういう計画を作成しなければ、まず補助事業も活用できない。都市整備計画とともに一緒にあわせて、この計画を進めているという内容でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

13ページ、1款1項1目議会費から18ページ、3款2項6目児童センター管理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、18ページ、4款1項1目保健衛生総務費から22ページ、8款5項2目住宅建設費まで、発言を許します。

3番議員。

○3番（向中野幸八君） 7款1項5目の、ページ数は21ページです。町交流センター南口・北口、関連でいきますけれども、第1・第2駐車場が有料化となり、月日はまだ浅いのですが、今の利用状況はどうなっているのか。また、駐車場もそうですけれども、ここでわかる範囲でいいですが、新幹線の利用状況は。

それともう1点、この駐車場に対して防犯強化のための監視カメラも設置していますが、今現在、まだ少ない期間ですけれども、何かトラブル等の発生はあったのか、ないのかお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

8月1日から七戸十和田駅南交流センター駐車場が有料化になったわけですが、これまでの直近の利用状況について報告いたします。

まず南口ですけれども、利用可能台数318台に対しまして、1日平均精算している台数は320台、1台平均の精算金額が167円、1日平均の使用料の収入額が5万3,000円弱となっております。また、無料精算車、いわゆるサービスタイム内に、30分以内で出る車ですけれども、これが平均で1日193台となっております。また、常時駐車している台数の平均については150台となっております。

同じく北第1駐車場ですけれども、こちらも可能台数は約三百十数台ということで、1

日平均の精算台数は169台、平均精算金額は337円、また無料精算台数については67台、常時駐車している台数の平均は159台となっております。

南口と北口の利用状況が、初めて有料化したことによって見えてきたこともございます。南口駐車場については非常に回転が早いと。単価についても100円だったり200円が相当多いのかなというあたりです。また、北に対しては回転は想定どおりなのですが、精算の単価が300円を超えているということで、いわゆる1泊2日しっかりとめる車は北側に駐車しているような数字的な読み取りができます。

また、使用料につきましては、想定に対しては約130から140%といったところになっております。

また、防犯カメラを設置しておりますが、きのうまでの時点で防犯カメラをチェックしなければならぬような事故あるいは事件といったようなことは起きておりません。

また、新幹線の利用状況についてですが、JR発表の数字ということになりますけれども、8月については当然予約等があったために有料化の影響ということはなく、例年どおりの推移でした。また、これから冬が来て年末年始、これも初めてのことで新幹線の利用者数等々しっかり把握しながら、これから対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 有料化に伴い変化があれば、これは町としても対処していかねばならないと思うので、JRとできる範囲の状況把握調査の必要があると思われまので、今後もよろしく願います。

この件に関して、町長どうですか。有料化となって状況、町長としては失敗したとか、成功したとか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

有料化には心配しました。意外とただの効果というのは、すごいものだなと。無料のほうに、臨時駐車場にいっぱいとめているということもありまして、果たして採算ベースに乗るのかなと心配しましたが、課長の報告を受けて、想定よりちょっと上回っているということですから、いい線で行くのかなと思っています。

ちなみに、こないだの3連休はほぼ満車に近いような状況ということで、実はむつの市長、あちらのほうからのお客さんが非常に楽にとめられると、助かっているという評価もいただいております、まずまずいい線に進んでいるというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 今後とも情勢に対して的確な判断と対応をと思っております。よろしく願います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、23ページ、9款1項1日常備消防費から27ページ、13款2項9目奨学金貸付基金費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号令和元年度七戸町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第54号

○議長(瀬川左一君) 日程第12 議案第54号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第54号令和元年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第55号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 議案第55号令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号令和元年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第56号

○議長（瀬川左一君） 日程第14 議案第56号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号令和元年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第57号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 議案第57号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 先ほどの条例の改正の中で、積み立てをしなければならないとするが積み立てすることができる、自己資本率が違うと課長からの説明ですけれども、ということは、これにもあるのですけれども、要するに一般会計からの繰り入れとかそういうのは逆に言うと自己資本率が下がるということになりますので、一般会計からの持ち出しが多くなるということになりかねませんか。わかりますか。自己資本率が下がるという影響がありますと言ったでしょう。ということは、積み立てしなければならないというのは強制をかけられるけれども、できるというのはしなくてもいいということでしょう。ということは、自己資本率が下がりますよね。自己資本率が下がると、簡単に言うと、今度はこの制度の事業費とかが一般会計からの繰入金というのは多くなりかねませんかという質問ですよ。

○議長（瀬川左一君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第57号令和元年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第58号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 議案第58号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号令和元年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第59号

○議長(瀬川左一君) 日程第17 議案第59号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

12番議員。

○12番(三上正二君) 先ほどはどうも失礼しました。

先ほどの答えを今ここでやるように言ったのです、お察してください。

○議長(瀬川左一君) もう一度最初からお願いします。

12番議員。

○12番(三上正二君) 先ほど条例の改正の中で、今まで規定の中では積み立てをしななければならないというのが、積み立てすることができるに変わりましたよね。それがどういふ影響あるのですかということ、自己資本率に影響ありますと。確かにそうです。金があってもなくても積み立てなければならないということは、水道事業の自己資本率が上がるということですから、積み立てすることができるというのは積み立てしなくてもいいということになりますので、自己資本率が下がりますよね。そうすると、足りない分は一般会計の繰入金とかそういうのから出ると思うのですけれども、その辺の絡みはどうなるのでしょうか。

○議長(瀬川左一君) 上下水道課長。

○上下水道課長(井上 健君) お答えします。

これが公営企業法の一部改正に伴い、公営企業法における資本制度を見直すということで、以前は法定積立金ということで積み立ての義務がありました。その義務を廃止することによって、先ほど言いました自己資本金のほうに影響がなくなり、要は流動資産、現金の持ちが多くなるということになりますので、経営の自由度が増すということでございます。

す。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号令和元年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第60号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議案第60号平成30年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月10日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたが、決算審査特別委員会から審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

決算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（田嶋輝雄君） 決算審査の報告をいたします。

9月10日の本会議において、議長を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第60号平成30年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、13日、17日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました決算審査特別委員会審査報告書のとおり、原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、御報告いたします。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、御賛同いただけますようお願い申し上げます。委員長の報告といたします。

○議長（瀬川左一君） これで、決算審査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号平成30年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

○日程第19 報告第22号

○議長（瀬川左一君） 日程第19 報告第22号平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上をもって、報告第22号平成30年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

○日程第20 議員派遣について

○議長（瀬川左一君） 日程第20 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、令和元年第3回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時51分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和元年9月18日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員